

宇多津町長 殿

申請者 住所
氏名

配偶者 氏名

宇多津町結婚新生活支援事業補助金誓約書

私たちは、宇多津町結婚新生活支援事業補助金の申請にあたり、下記事項を厳守履行することを誓約いたします。

記

- 1 申請の時点において、宇多津町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第2条各号に掲げる全ての要件を満たしています。
- 2 交付決定後の事情の変更により、宇多津町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第2条各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、ただちに宇多津町に申し出ます。

【宇多津町結婚新生活支援事業補助金交付要綱】

第2条 補助金の交付の対象となる世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 補助金の交付を申請する日の属する年度（以下「事業年度」という。）の前年度1月1日から事業年度の3月31日までの間に婚姻届けが受理された世帯。
- (2) 夫婦の所得を合算した金額（以下「世帯の所得額」という。）が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っているときは、世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満であること。
- (3) 世帯の住宅が宇多津町内にあり、かつ、夫婦いずれもが宇多津町に住民登録を有し、現に居住していること。
- (4) 夫婦いずれもが婚姻届けが受理された時点で39歳以下であること。
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていないこと。
- (6) 夫婦いずれもが補助金の交付申請時及び実績報告時において、町税に滞納がないこと。
- (7) 夫婦いずれもが、宇多津町東京圏移住支援事業補助金、宇多津町新婚等世帯家賃補助金若しくは住居確保給付金を受けていないこと。
- (8) 夫婦いずれもが、過去に婚姻に伴う新生活の支援に係る補助金等の交付を受けたことがないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益にならないと認められる又はその恐れがないと認められること。